データ移行サービス ご利用規約
（パッケージ・クラウド間）

サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）は、本規約に同意いただいたお客様に本サービスを提供いたします。本サービスのご利用をお申し込みいただき、ご発注完了のご案内が通知された時点で、本規約の内容に同意したものとし、本規約に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立したものとみなします。

第 1 条（定義）

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 「お客様」とは、本規約を承認のうえ、本サービスの利用を申し込んだ法人および団体をいいます。

(2) 「本サービス」とは、パッケージ版 Garoon 上のデータをクラウド版 Garoon の環境へ移行することをいいます。

第 2 条（申し込み）

お客様は、サイボウズが指定する方法により本サービスの種別を指定して本サービスの申込みを行うものとします。本サービスの種別ごとの注意事項は別紙に定めるとおりとします。

第 3 条（本サービスの利用条件および内容）

1. 本サービスは、クラウド版 Garoon（以下、「クラウド版サービス」といいます。）を正式にお申し込みいただくことを前提としてご注文いただくものです。お客様は、本サービスの検査完了後すみやかに、クラウド版サービスのご利用を正式にお申し込みください。
2. 本サービスの対象となるデータ（以下、「本件データ」といいます。）は以下の各号のすべてを満たすデータとします。
   (1) 移行元ソフトウェアまたはサービスの既存環境データ
   (2) クラウド版サービスへの移行処理可能なバージョンに、バージョンアップまたはコンバート済みのデータ
   (3) サイボウズが提供するチェックコンバーターを利用し、所定のチェック項目の確認を行ったうえで、サイボウズにより本サービスの利用が可能であるという判断がなされたデータ
   (4) サイボウズが指定する手順に沿って適切に取得されたデータ
3. お客様は、本規約に定めるもののほか、サイボウズが指定する作業工程、作業項目および作業内容等に沿って本サービスを実施することに同意するものとし、作業項目のうち、お客様ご自身で行う項目としてサイボウズが指定するものについては、お客様ご自身の責任および費用において行うものとします。
4. 別段の定めをした場合を除き、本件データは、第 2 項の条件のもと、お客様ご自身の責任および費用においてご用意いただき、サイボウズに受け渡すものとします。データ受け渡しの方法および日時は、

注文書の記載に基づき、両者協議のうえ定めるものとします。ただし、お客様からの事前の連絡なしに当該日時に本件データがサイボウズに到達しなかった場合、サイボウズは、サイボウズの判断で、本サービスを中止または延期することができます。

5. サイボウズは、別途お客様と協議のうえ定めた納入期限までに、本件データについて、クラウド版サービスへの移行作業を完了させるものとします。ただし、移行元ソフトウェアや本サービスに使用するデータ移行プログラムのバージョンによっては、本件データの一部が移行できないことや移行後のデータに不具合が生じることがあります。お客様は、リハーサルの結果を確認した後、本番の移行作業を指示した場合には、リハーサルの結果と同じ範囲（本件データの一部が喪失・毀損する場合や移行後のデータに不具合が生じる場合を含みます。）でのデータ移行に同意したものとみなします。
6. サイボウズは、クラウド版サービスの利用規約の定めに従いお客様に事前の通知なくクラウド版サービスの提供を停止する場合があります。この場合、サイボウズは前項に従い定めた納入期限までに本サービスを完了できない可能性がありますが、お客様はこの旨承諾し、一切のクレームおよび損害賠償請求をしないものとします。
7. お客様は、第 5 項の定めに基づく本サービスの完了後、サイボウズからの通知を受けたときは、以下の規定に従って、直ちに本サービスの検査を行うものとします。
   (1) お客様は、本データ移行作業を行ったお客様環境について検査を実施し、データ移行が完了していたときはサイボウズに対して予めサイボウズが指定した書面で通知するものとします。本データ移行作業が予めサイボウズが定めた作業内容どおりに実施されなかった場合には、お客様はサイボウズに対し、直ちにその旨を通知し、本サービスの再提供を求めるものとします。サイボウズは納入期限までに作業可能な範囲でサイボウズが予め定めた作業内容どおりに完了するよう合理的な範囲で努力するものとします。ただし、不適正の原因がお客様の責に帰すべき事由によるときは、この限りではないものとします。
   (2) 前号に定めるお客様からの通知をもって、本サービスの検査が完了したものとします。ただし、合理的な理由なく、本サービス完了日の当日中にお客様による不適正の通知がないときには、本サービスは作業完了当日をもってお客様の検査に合格したものとみなし、本サービスの検査完了とします。

第 4 条（サービス料金）

1. 本サービスのサービス料金の詳細については、別紙に定めるとおりとします。
2. お客様は、サイボウズが指定する方法によりサービス料金を支払うものとします。お支払いの際に必要な振込手数料、送金手数料その他の費用については、お客様のご負担となります。
3. お客様は、サービス料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息としてサイボウズに対してお支払いただく場合があります。なお、年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします。

第５条（秘密情報の取扱い）

1. お客様およびサイボウズは、書面、口頭、視覚によるものあるいは機械にて読み取るものその他形態の如何に関わらず、本サービスの提供のため本契約に関して相手方より秘密であることを書面により通知されたうえで提供を受けた技術上または営業上その他業務上の秘密情報、秘密であることの通知の如何に関わらず提供された本サービスに関する技術情報および本件データ（以下、「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
   (1) 相手方から提供を受けたとき、自己が既に所有していたことを証明できる情報
   (2) 本規約の定めに違反することなく、かつ、提供の前後を問わず公知となった情報
   (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
   (4) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを証明できる情報
   (5) 相手方から特に秘密である旨の指定なく提供された情報
   (6) 第三者への開示について、相手方の書面による事前の承諾を得た情報
2. お客様およびサイボウズは、相手方より提供を受けた秘密情報について、本規約の定めまたは本サービス提供の目的の範囲内でのみ使用します。また、本契約または本サービスの提供を遂行するうえで合理的に必要な範囲内でのみ複製、改変をすることができるものとします。
3. サイボウズは、本サービスを完了した場合、本契約が終了した場合またはお客様からの要求があった場合、本サービスに利用した本件データの複製をすみやかに破棄するものとします。また、本件データを除く秘密情報（被写物および複製物を含みます。）については破棄、返還、またはお客様の指示する方法で処分するものとします。
4. 本条の規定は本サービスの完了後または本契約の解約後、３年間有効に存続します。

第６条（個人情報保護）

サイボウズは、お客様より提出された個人情報（個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報をいいます。他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することが可能な情報を含みます。）を善良な管理者の注意をもって管理し、プライバシーポリシーの定めに準じて適切に取り扱うものとします。

第７条（協力義務等）

お客様は、本サービスの遂行にあたりサイボウズから要請があった場合には、必要な情報、資料、作業場所および備品等（以下、「資料等」といいます。）をサイボウズに提供するものとし、当該実施に協力するものとします。サイボウズはお客様から提供された資料等につき、善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、お客様の書面による事前の承諾がない限り、資料等を本サービスの遂行以外の目的に使用し、または第三者に貸与・閲覧等をさせないものとします。なお、資料等の返還については、第５条第３項の規定を準用します。

第 8 条（知的財産権の帰属）

本サービスの提供に必要なすべてのプログラム、ソフトウェア、文書、図面、ドキュメントに関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。また、本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第 9 条（保証および責任の範囲）

1. お客様は、サイボウズが本件データを本サービスに伴う本件データの変換等の作業のために利用することに同意するものとします。
2. サイボウズは、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識およびノウハウに基づき、円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって、業務を行うものとします。
3. サイボウズは、本サービスを行うことによって、本件データの移行が問題なく完全になされること、およびお客様の満足を満たすものであること、その他一切について保証するものではありません。また、サイボウズは、本サービスの結果、または、本サービス結果の利用に起因して、お客様その他の第三者に発生した営業価値の損失、業務の停止、プログラム・データ等の毀損・滅失、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害については、本規約において別段の定めがある場合を除き、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、責任を負わないものとします。

第 10 条（損害賠償）

1. お客様およびサイボウズは、本契約の履行に関し、相手方の故意または重大な過失により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して本条第 3 項所定の限度内で損害賠償を請求することができるものとします。
2. 前項の損害賠償請求は、作業完了日から 1 年以内に行わなければ、請求権を行使することができないものとします。
3. 本契約の履行に関して、お客様およびサイボウズが相手方に対して請求することができる損害賠償の累計総額は、当該請求原因に係るサービス料金相当額を限度とします。
4. サイボウズは、前 3 項の規定に関わらず、サイボウズの責に帰すべからざる事由により生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については責任を負わないものとします。

第 11 条（契約解除）

1. お客様が次の各号にいずれかに該当する場合、サイボウズは、お客様に対してなんらの催告なくして本契約を解除することができます。
   (1) お客様が本規約の条項および条件の 1 つにでも違反した場合
   (2) 申し込み事項に不実虚偽の記載または記入漏れがあった場合

(3) 破産、会社更正手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てる等、お客様の信用不安が発生したとサイボウズが判断した場合
(4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
(5) 長期間にわたりサイボウズからお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合

2. 前項の場合、サイボウズは、本契約を解除することによって発生したお客様の損害について責任を負わないものとします。

第 12 条（反社会的勢力との関係を理由とする契約解除）

1. お客様およびサイボウズは、相手方に対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
   (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様およびサイボウズは、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、なんらの催告をせず、本契約を即時解除することができるものとします。
3. 前条第 2 項の規定は、前項によりサイボウズが本契約を解除した場合に準用されるものとします。

第 13 条 （権利義務の譲渡）

お客様およびサイボウズは、本契約に基づく権利および義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、または担保に供する等の処分行為をしてはならないものとします。ただし、サイボウズに単独に帰属する権利についてはこの限りではありません。

第 14 条 （再委託）

サイボウズは、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。なお、第三

者に再委託する場合は、サイボウズは、当該第三者に対し、サイボウズが本契約で負うのと同様の義務を課し、その違反につきお客様に対し責任を負うものとします。

第 15 条　（準拠法および裁判管轄）

1. 本契約は、日本国の法律を準拠法とします。
2. 本契約に関して生じる紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第 16 条（その他）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する両当事者間の唯一の合意であり、両当事者の署名または記名および捺印のある書面によってのみ変更することができます。
2. 本規約の条項が裁判所等によって無効または執行不能であると宣告された場合、本規約は当該裁判所等の法的要件に合致するように修正されるものとし、当該修正内容は自動的に本規約の一部になるものとします。修正が不可能な場合は、無効または執行不能な規定は削除されるものとし、これにより本規約で表される意図から相当な逸脱が生じない限り、本規約の残存規定は完全な効力を維持するものとします。この場合、お客様およびサイボウズは可能な限り無効または執行不能な規定の修正等に対応するものとします。

以上

別紙 1

サービス料金

本サービスのサービス料金（税抜）は、以下のとおりとする。

パッケージ版 Garoon のデータ移行について

データ量（小数点以下切り上げ）	価格
501～600GB	￥1,250,000
601～800GB	￥1,312,500
801～1,000GB	￥1,375,000
1,001～1,200GB	￥1,437,500
1,201～1,400GB	￥1,500,000
1401～1600GB	￥1,562,500
1601～1800GB	￥1,625,000
1801～2000GB	￥1,687,500
2001～2200GB	￥1,750,000
2201～2400GB	￥1,812,500
2401～2600GB	￥1,875,000
2601～2800GB	￥1,937,500
2801～3000GB	￥2,000,000

※本料金表はサイボウズが提供するデータ移行サービスの費用です。
パートナーによる支援費用は含まれません。

※本メニュー表における「GB」は、1GB ＝ 1,024 × 1,024 × 1,024 byte（2 進数基準）として扱います。

別紙 2

＜パッケージ版 Garoon 最新版からクラウド版 Garoon へのデータ移行作業注意事項＞

・データ容量が 500GB 以下の場合、当該作業をパートナーに委託してください。弊社では請け負っておりません。
また、データ容量が以下の条件をすべて満たす場合も、当該作業をパートナーへ委託してください。
　data：300GB 以下
　data と files の合計：1,000GB 以下
　files と grn_mail_sourcefilebody の合計：1,000GB 以下
・移行対象の Garoon は最新バージョンである必要がございます。
　※最新の Service Pack 適用も必要となります。
・移行方式等により、作業回数は異なります。詳細は都度弊社にお問い合わせください。
・移行後のクラウド版 Garoon 環境の初期設定は含まれません。
　※ユーザー情報、組織情報は移行されます。
・移行対象データ容量はご発注いただいたデータ容量までとします。
・データ容量が発注容量分を超える場合は、再発注が必要となります。
・元データに破損があった場合はデータ移行が行えない場合があります。
・移行元データはハンドキャリー、またはご送付により、弊社までお届けいただく必要がございます。
　※搬送に伴う費用はお客様のご負担となります。
・移行元データの容量によりデータ受取後から環境提供完了までに数日を要する想定です。
・他の cybozu.com サービスの利用がある場合は事前に組織コード等、マスタデータの修正が必要となります。
・クラウド移行後のデータについて、
　お客様の運用データを取り扱うことになるため、弊社で確認作業を実施することはできません。
・移行元環境からのデータ取得については、弊社ヘルプサイトのマニュアルに沿って実施ください。
　上記以外の方法で取得されたデータについては、サポート対象外となります。
・移行スケジュールについては機材の確保、リソース確保のため、ご相談後、決定させていただきます。
　時期によってはご希望に沿うことができない場合がございます。
・年末年始中または大型連休中の場合、対象期間内の作業日数に応じて追加費用が発生いたします。
　予めご了承ください。
　データ移行特別休暇対応追加費用：¥125,000(税抜)/日